

動物実験計画書、動物実験結果報告書等の記入要綱

平成 24 年 4 月 1 日改訂

平成 27 年 9 月 14 日改訂

1. 一般的な留意点

1) 審査対象となる実験について

- ・哺乳類、鳥類、爬虫類を用いた実験（研究、学生実習等、理科授業）が指針等で対象となる実験ですが、それ以外の動物種（脊椎動物）を用いた実験計画についても申請してください。
- ・観察実験のために哺乳類、鳥類、爬虫類動物を飼養、保管する場合も対象となります。
- ・哺乳類、鳥類、爬虫類の野生動物を対象とした野外調査の場合でも、マイクロチップの埋め込みや採血などの処置を行う場合は、対象となります。
- ・遺伝子接種実験、感染実験、放射線を用いる実験、発がん物質・危険物質を投与する実験を行う場合は、動物実験計画書に加えて別に手続きが必要です。

2) 飼育室・動物実験室の設置について

- ・哺乳類、鳥類、爬虫類動物の飼育室を設置する場合、動物実験室（生きた哺乳類、鳥類、爬虫類動物を取り扱う実験室）を設置する場合は承認が必要です。

3) 申請・報告様式の入手と申請・審査について

- ・実験計画書や実験結果報告書等の様式は、動物実験委員会等のホームページからダウンロードしてご使用ください。
- ・実験の計画立案にあたっては関連する法令、指針等、本学規程、動物実験委員会ガイドライン等に従い、コンプライアンスに努めてください。
- ・実験計画書及び実験結果報告書等の作成にあたっては説明なしの略語は使わず、できるだけ平易に記載してください。
- ・手書きで記載する場合、判読し難い場合は受け付けません。

4) 実験計画書等の開示について

- ・実験計画書及び実験結果報告書等の開示請求があった場合は、原則として開示となります。
- ・研究のプライオリティーが損なわれるなどの理由により、実験計画書および実験結果報告書等の一部を非開示としたい場合は、その箇所に赤線を引いてください（ただし、非開示部分は最小限としてください）。
- ・個人情報や非開示希望部分の最終的な取り扱いについては、動物実験委員会及び事務局の情報公開担当部局にて取り扱いを協議します。

2. 動物実験計画にかかるとの様式の記入について

1) 動物実験計画書（様式 1：実験責任者）

- ・動物実験を計画する場合は、動物実験計画書（様式1）を両面印刷にて作成し、松岡キャンパス総務室研究協力係に提出してください。記入欄が不足する場合には、別紙に記入してください。なお、実験計画の承認期間は当該年度のみとなっていますので、次年度については、当該年度末に再度申請してください。
- ・申請にあたっては、申請する実験計画が新規であるか、継続であるかをチェックしてください。なお、継続申請の場合、申請できるのは連続2回（最長3年度間）までです。それ以降も同じ内容の実験を継続する場合は、それまでの実験結果や自己点検・評価を踏まえて実験計画を立案し、新規の実験計画として申請してください。
- ・継続申請で実験内容に変更がある場合は、変更した箇所にアンダーラインを引いてください。
 - ① 研究課題：内容を端的に表すように記入してください。
 - ② 研究目的：目的、研究の科学的、社会的意義などを記入してください。
 - ③ 実験責任者：研究・実習等を統括する教員です。
 - ④ 実験実施者：研究課題に関わる全員の氏名を記入してください（ケージ交換など飼育のみに従事する者も含まれます）。実験責任者が一人で実験を行う場合は、この欄は記入不要です。不足する場合は別紙に記入し添付してください。
 - ⑤ 動物実験の経験等：教育訓練とは、動物実験委員会が実施するものを指します。動物実験を実施する（実験実施者に記載してある）者は全員受講が必須です。
 - ⑥ 実験期間：実験終了日は、通常は年度末（3月31日）となりますが、年度途中で実験を中止あるいは終了した場合は、速やかに動物実験（終了・中止）報告書（様式5）により届けを行ってください。
 - ⑦ 飼養保管施設及び実験室：動物実験が行われる施設で承認された飼養施設名、動物実験室名を記入してください（生物資源部門利用の場合は、生物資源部門と記入）。
 - ⑧ 使用動物：実験動物の種・系統・性別、使用匹数、入手先、微生物学的品質（SPF、コンベンショナル）を記入してください。飼養や入手にあたって特別の手続きが必要な動物については備考に記入してください（別紙を添付する場合は、その旨、備考欄に記入）。
 - ⑨ 研究計画と方法：研究の概要を記入した上で、実験に使用する動物数の算出根拠を記入してください。実験処置が動物種によって異なる場合、あるいは異なる実験処置を行う場合は、そのすべてを記入してください。記入欄が足りなければ、別紙に記入し添付してください。
 感染実験では病原体名、有害物質では使用する物質名を記入し、安全・環境保全対策を記入してください。共同利用施設で実験を行う計画では、計画する実験がその施設で可能かどうかを事前に施設管理者と打ち合わせ、許可を得てください。人体組織を用いる実験ではインフォームドコンセントが必要です。
 - ⑩ 特殊実験区分：感染実験のカテゴリー区分は、国立大学法人動物実験施設協議会の「感染動物実験における安全対策 2001 改訂版」（動物実験委員会ホームページ）を参照してください。遺伝子組換え実験について不明であれば、遺伝子組換え実験安全委員会に問い合わせてください。
 - ⑪ 動物実験の種類：選んでください。
 - ⑫ 動物実験を必要とする理由：選んでください。

- ⑬ 想定される苦痛のカテゴリー：国立大学法人動物実験施設協議会による「動物実験処置の苦痛分類に関する解説」（動物実験委員会ホームページ）を参照し、該当する分類を選択してください。複数の処置を行う場合は、最も苦痛度の高い区分を選んでください。
- ⑭ 苦痛軽減法の記入に当たって
- ・苦痛度の高い実験、例えば致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射等を行う場合、動物実験の計画段階で人道的エンドポイントを設定し、方法欄に記入してください。
 - ・人道的エンドポイント（humane endpoint）とは実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング（すなわち安楽死処置を施すタイミング）をいい、実験動物が死亡するまで実験を続けるような実験計画の設定（death as endpoint）に対比して使われます。人道的エンドポイントの設定に関しては「実験動物の死亡確認についてのガイドライン」や「人道的エンドポイントに関する基本方針」（動物実験委員会ホームページ）を参照してください。
 - ・安楽死処置：動物実験等の最終段階において、あるいは鎮痛剤、鎮静剤等では軽減できないような疼痛や苦痛から実験動物を解放する手段として、動物にできるだけ苦痛を与えないで死に至らしめること。摂餌・摂水困難、苦悶の症状（自傷行動、異常な姿勢、呼吸障害、鳴き声など）、回復の兆しが見られない長期の外見異常（下痢、出血、外陰部の汚れなど）、急激な体重減少（数日間で20%以上、腫瘍のサイズの著しい増大（体重の10%以上）などが人道的エンドポイント適用の目安となります。
- ⑮ 安楽死処置の方法：該当するものを選択し、具体的に記入してください。
- ⑯ 動物死体の処理法：本学では外部業者に委託していますので、通常の場合は「1.」にチェックしてください。
- ⑰ その他必要または参考事項：参考となる事項があればご記入してください。
記入にあたっては、「動物実験計画書、動物実験結果報告書の記入要綱」（動物実験委員会ホームページ）も参照してください。

2) 動物実験計画（変更・追加）承認申請書（様式2：実験責任者）

年度途中で実験計画を変更する必要がある場合は、速やかに承認申請してください。実験計画の大幅な変更（例えば、実験責任者の交代、使用動物数の大幅な増加や苦痛カテゴリーの上昇など）は、動物実験計画書（様式1）により申請してください。

- ① 変更・追加事項
- ・動物実験実施者の追加：教育訓練の未修了者は、実験に従事させてはいけません。必ず受講してください。
 - ・実験動物種及び使用数等の変更：具体的な動物種や使用数を記入してください。
 - ・実験実施期間の変更：変更する期間を記入してください。
 - ・その他：実験処置の変更：苦痛カテゴリーの変更、麻酔や安楽死処置法の変更などが該当します。
- ② 変更・追加等の理由：承認された実験計画を変更する理由を記入してください。

3) 実験計画再審査申請書 (様式3 : 実験責任者)

実験計画の非承認あるいは条件付き承認に対して異論がある場合は、その理由を記載し、再審査の申請を行うことができます。

4) 実験動物飼養保管施設設置承認申請書 (様式6 : 施設管理者)

哺乳類、鳥類、爬虫類を48時間を越えて飼養保管する施設を設置する場合は、施設管理者(学部長、センター長)が設置承認申請を行ってください。行動観察などを行うために飼養保管する場合も該当します。遺伝子組換え動物の場合は、別に遺伝子組換え実験室の承認申請も必要です。

5) 動物実験室設置承認申請書 (様式7 : 施設管理者)

生きている哺乳類、鳥類、爬虫類を取り扱う実験室(実習室を含む。)を設置する場合は、施設管理者(学部長、センター長)が設置承認申請を行ってください。遺伝子組換え動物を使用する場合は、別に遺伝子組換え実験室の承認申請も必要です。

3. 動物実験結果報告にかかる様式の記入について

- ・実験計画が次年度に続く場合は、動物実験結果報告書(様式4)、動物実験の自己点検票(様式12)を提出してください。年度内に実験が終了した場合あるいは中止する場合は、これに動物実験(終了・中止)報告書(様式5)も提出してください。
- ・動物実験結果報告書や動物実験の自己点検票は、承認された動物実験計画書や動物実験計画(変更・追加)承認申請書を参照し、作成してください。

1) 動物実験結果報告書 (様式4 : 実験責任者)

実験計画書で計画した実験について、「計画どおり実施」、「一部変更して実施」、「中止」のうちから該当する項目をチェックし、その概要や経過(中止した場合はその理由)について記入してください。

- ・特記事項: 医療や科学、教育上、重要な成果が得られた、動物福祉上の配慮、など、

2) 動物実験(終了・中止)報告書 (様式5 : 実験責任者)

実験が終了あるいは中止した場合、該当する方を選んでください。

3) 実験動物の使用数報告書 (様式9 : 実験責任者)

- ・使用数はひと月ごとに殺処分(実験死、淘汰)、及び自然死した動物数の合計を、動物種ごとに集計し記入してください。
- ・動物を全く使わないで実験を終了または中止した場合は、動物実験結果報告書(様式4)の特記事項欄にその理由を記入することで、実験動物の使用数等報告書(様式9)の提出に替えることができます。

4) 実験動物の使用数等報告書（様式10：施設管理者）

・飼養した数とは、一年間に飼育した延べ飼育数です。飼養した個体数ではありません。

（例）マウス 100 匹を 100 日飼育した → 飼養数=10,000 匹

5) 実験動物飼養保管状況の自己点検票（様式11：実験動物管理者）

6) 動物実験の自己点検票（様式12：実験責任者）

・実験計画書で提案した実験処置、使用動物数、実施状況、事故発生などを総括し、自己点検・評価を行ってください。

・動物を全く使わないで実験を中止した場合は、動物実験結果報告書（様式4）の特記事項欄にその理由を記入することで、動物実験の自己点検票（様式12）の提出に替えることができます。

7) 施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届（様式8：施設管理者）

4. 申請書・報告書の書式一覧

申請・報告：実験責任者

様式名	申請・報告時期	
動物実験計画書（様式1） 新規	実験計画を立案する場合	実験計画の立案時
〃 継続	継続する場合（最大2回まで）	3月15日まで
動物実験計画（変更・追加）承認申請書（様式2）	承認された計画を変更する場合	変更計画の立案時
動物実験計画再審査申請書（様式3）	決定に異議がある場合	発生時
動物実験結果報告書（様式4）	毎年度末 実験の中止、終了の場合	4月15日まで 中止、終了時
動物実験（終了・中止）報告書（様式5）	毎年度末 実験の中止、終了の場合	4月15日まで 中止、終了時
実験動物の使用数報告書（様式9）	毎年度末 実験の中止、終了の場合	4月15日まで 中止、終了時
動物実験の自己点検票（様式12）	毎年度末 実験の中止、終了の場合	4月15日まで 中止、終了時

申請・届出：実験動物管理者

様式名	申請・届出時期	
飼養保管施設設置承認申請書（様式6）	飼養保管施設を設置する場合	発生時
実験室設置承認申請書（様式7）	動物実験室を設置する場合	発生時
施設等（飼養保管施設・動物実験室） 廃止届（様式8）	飼養保管施設又は動物実験室を廃止する 場合	発生時

報告：実験動物管理者

様式名	報告時期	
実験動物の飼養・使用数等報告書（様式10）	毎年度末	4月30日
動物実験飼養保管状況の自己点検票（様式11）	毎年度末	4月30日

その他 関連する手続き：実験責任者

遺伝子組換え実験（トランスジェニックやノックアウト動物）

動物実験計画書に加えて、遺伝子組換え実験（申請・届出）

遺伝子組換え生物の授受の場合、情報提供を行った（受けた）ことの届出

動物への接種実験（病原体感染実験やウイルスベクターなどを用いた遺伝子接種実験）

動物実験計画書に加えて、ウイルスベクターの場合、遺伝子組換え実験（申請）

動物への危険物投与実験（発がん物質、ヒ素や危険重金属など）

動物実験計画書に加えて、危険物投与実験申請

放射線使用実験（放射性同位元素、X線照射装置、X線撮影装置など）

動物実験計画書に加えて、本学の放射線障害予防規程による手続き